

Research Focus

2025年10月9日

No.2025-042

拘束力のある中期財政計画を策定し、財政再建への道筋を

—金利上昇と赤字継続なら2040年の政府債務は2,000兆円に膨らむ可能性も—

調査部 副主任研究員 村瀬拓人

《要 点》

- ◆ わが国では、財政再建の必要性はかつてないほど高まっている。インフレが長引く中で、金融政策が徐々に正常化されており、これまでの財政運営を支えてきた「長期金利の低位安定」という前提が崩れつつある。このままインフレが定着し、金融政策が完全に正常化した場合、長期金利は上昇し、10年国債金利は3%程度に切り上がる可能性がある。
- ◆ 長期金利が本格的に上昇すれば、国債の借り換えが進むにつれて利払い費が増加し、政府債務は一段と積み上がる。今後、長期金利が上昇する中で、わが国の経済成長率は人口減少を背景に低下し、いわゆる「ドーマー条件」が満たされなくなる可能性がある。その場合、基礎的財政収支の赤字が続くと、政府債務は2040年には2,000兆円に膨らみ、その対GDP比は237%と現行(206%)から一段と拡大する見込みである。
- ◆ 金利が本格的に上昇する前に、財政規律の確保に向けた仕組みを整備すべきである。わが国のような単年度に偏重した予算編成の下では、後年度へ歳出削減や歳入強化を先延ばしするインセンティブが生じるため、財政再建は難しくなりやすい。諸外国では、財政規律を維持するため、拘束力のある中期的な財政運営の枠組みや財政ルールの下で政策が運営されている。OECD加盟国の3分の2以上が、財政目標の設定や中期の財政計画に基づく予算管理を法的に義務付けているほか、財政ルールの遵守状況などを監視する「独立財政機関」を設置している。
- ◆ わが国でも、①法的拘束力を有する中期財政計画の策定を義務づけ、②独立財政機関を設立すべきである。中期財政計画には、毎年度の歳出上限を設け、補正予算についても例外とせず、財政計画の中で管理すべきである。独立財政機関として、経済・財政見通しを作成している内閣府と税収見通しなどを作成している財務省、債務状況を分析している会計検査院などの機能を統合・拡充することが一案である。

本件に関するご照会は、調査部・副主任研究員・村瀬拓人宛にお願いいたします。

Tel : 080-4345-2502

Mail : murase.takuto@jri.co.jp

「[経済・政策情報メールマガジン](#)」、[「X \(旧 Twitter\)」](#)、[「YouTube」](#)でも情報を発信しています。

本資料は、情報提供を目的に作成されたものであり、何らかの取引を誘引することを目的としたものではありません。本資料は、作成日時点で弊社が一般に信頼出来ると思われる資料に基づいて作成されたものですが、情報の正確性・完全性を保証するものではありません。また、情報の内容は、経済情勢等の変化により変更されることがあります。本資料の情報に基づき起因してご閲覧者様及び第三者に損害が発生したとしても執筆者、執筆にあたっての取材先及び弊社は一切責任を負わないものとします。

1. 金利上昇で財政再建が急務に

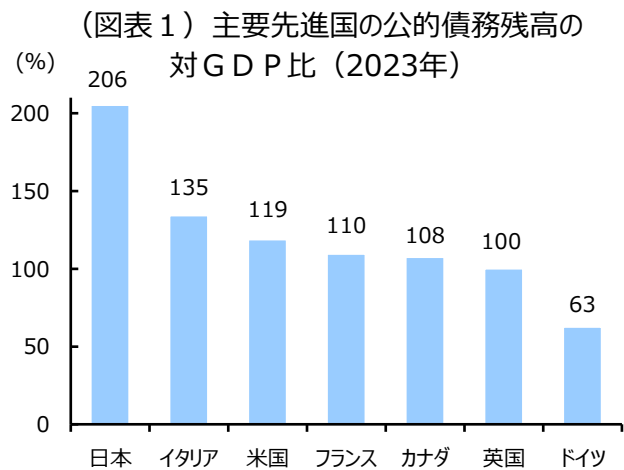
国と地方を合わせたわが国の政府債務残高は、2023年度末で1,220兆円と、10年前に比べ300兆円近く増加した。対名目GDP比では206%と、米国の119%やイタリアの135%を大きく上回り、先進国の中で最大の水準にある(図表1)。これまでのところ、わが国の財政は行き詰まることなく、大幅な増税措置なしにコロナ禍や物価高に対応した巨額の経済対策を実施した。これは、長期金利が低位に維持されたことで、利払い費の増加が限定的にとどまり、国債を円滑に増発することができたことが大きい。過去10年間で債務残高が+300兆円と+32.4%も増加したにもかかわらず、2023年度の国債の利払い費は7.4兆円(一般会計決算)と10年前に比べ▲7千億円減少した。

もともと、足元では、以下3点の経済情勢の変化を背景に、わが国の財政運営を支えてきた「長期金利の低位安定」という前提が崩れつつあり、財政再建の必要性はかつてないほど高まっている。

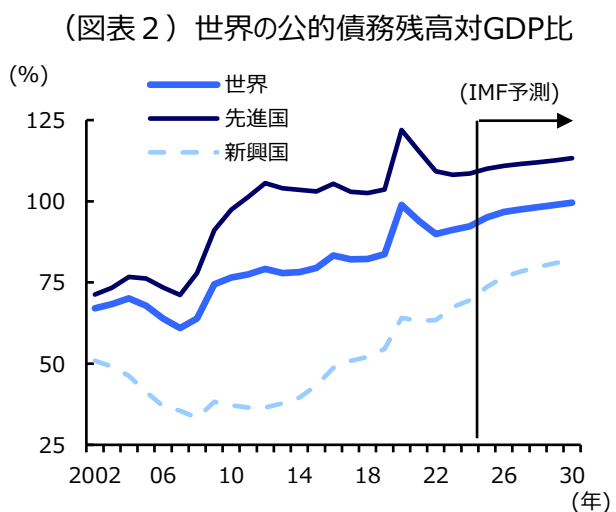
第1に、インフレの定着である。消費者物価の上昇率は、過去3年間、日銀の物価目標(2%)を上回っている。当初は、円安やエネルギー高によるコスト増が物価上昇の主因であったが、最近では賃上げが物価を押し上げている。さらに、これまで物価が上がりにくい品目とされてきた家賃や公共サービス価格も明確に上昇している¹。インフレが定着すると、債券投資家は高い利回りを求めるようになり、長期金利は上がりやすくなる。

第2に、金融政策の正常化である。日銀は、2024年3月の政策決定会合でマイナス金利の解除を決定し、「量的質的金融緩和」を終了した。日銀が金融政策の正常化に舵を切る中で、長期金利への上昇圧力が徐々に強まっており、最近では超長期債の入札が不調に終わるなど国債の安定的な発行にも不安が生じている。

第3に、世界的な債券需給の悪化である。世界各国はコロナ禍や物価高に対応するため、巨額の国債増発を行ってきた。IMF[2025]は、先行きも貿易戦争による経済の不確実性の高まりや国防費の増加などを背景に世界的な国債増発が続くことで、2030年の世界の公的債務のGDP比は、コロナ禍を上回る99.6%に達すると予測している(図表2)。日銀の国債買い入れ額が縮小するなか、国債の安定発行には海外も含めた投資家による投資が不可欠であり、今後は世界的な債券需給の悪化がわが国の長期金利を押し上げる方向に作用する可能性がある。



(資料) 内閣府、財務省、IMFなどを基に日本総研作成
(注) 日本は2023年度末の国と地方の公債等残高。その他の国は、社会保障基金を合わせた一般政府ベースの債務残高。



(資料) IMF「World Economic Outlook Database : April 2025」を基に日本総研作成

¹ 最近の公共サービス価格の動向については藤本[2025]を参照。

2. 「ドーマー条件」が不成立になる可能性

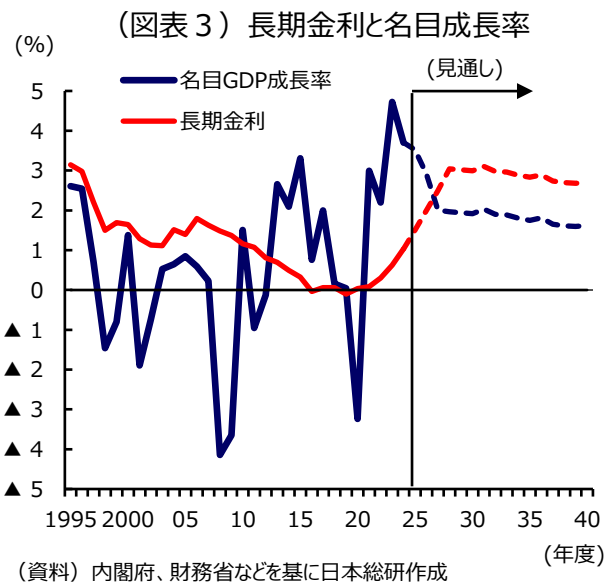
わが国の政府債務が将来にわたって安定するかどうかは、いわゆる「ドーマー条件」が満たされるかどうかにも重要である²。ドーマー条件とは、政府債務の対GDP比の安定に必要な長期金利と名目経済成長率の関係を指している。長期金利が成長率よりも低い場合（ドーマー条件を満たす場合）、利払い費がGDPの増分を下回るため、基礎的財政収支（プライマリー・バランス、PB）が多少の赤字でも、政府債務の対GDP比は安定する。逆に、長期金利が成長率よりも高い場合（ドーマー条件を満たさない場合）、GDPの増分以上に利払い費が増大するため、政府債務の発散を防ぐためには、基礎的財政収支を一定以上の黒字に保つ必要がある。

わが国では、大規模な金融緩和が実施された2010年代以降、ドーマー条件が成立していたため、大幅な財政赤字の下でも政府債務の拡大が限定的にとどまった。もっとも、債務残高が大きいわが国は、ドーマー条件が満たされにくい経済環境にあり、2010年以前は長期金利が名目経済成長率を上回る状況が続いていた（図表3）。西岡 [2022] は、2000年以降、わが国ではドーマー条件が満たされなかった期間がOECD諸国のなかで2番目に長く、今後、インフレ変動が大きくなると、リスクプレミアムが拡大し、ドーマー条件が不成立になる可能性が高いと指摘している。

こうした点も踏まえて、次節では、ドーマー条件が満たされなくなる状況を想定したうえで、債務残高の試算を行う。具体的には、2040年にかけて、10年国債金利が3%程度、名目GDP成長率が2%程度で推移すると仮定する。長期金利（名目長期金利）は実質金利、期待インフレ率、リスクプレミアムに分解して考えることができる。リスクプレミアムは、債券がデフォルトする可能性（信用リスク）やすぐに債券を売却できない可能性

（流動性リスク）などを考慮し、投資家が要求する上乗せ金利であり、国債の増発や日銀による国債の買い入れ縮小、世界的な債券需給の悪化などがリスクプレミアムを上昇させる。

ここでは、実質金利として日本の潜在成長率（0.5%）、期待インフレ率として日銀の物価目標（2%）、リスクプレミアムとして日銀が量的・質的金融緩和を導入する以前の平均的な上乗せ金利（0.5%）を当てはめた。名目GDP成長率は、直近の景気循環における全要素生産性（TFP）の平均的な上昇率（年率+0.5%）、



² 政府債務を B 、利払い費以外の歳出を G 、歳入を T 、金利を r とすると、 t 期の政府の予算制約式は、 $B_t - B_{t-1} = G_t - T_t + r_t B_{t-1}$ と表せる。この予算制約式は、政府債務の増加分 ($B_t - B_{t-1}$) が基礎的財政収支の赤字額 ($G_t - T_t$) と利払い費 ($r_t B_{t-1}$) の和となることを意味している。ここで、名目GDPを Y 、名目GDP成長率を g とすると、政府債務残高・GDP比率 (B/Y) の変化幅は次式となる。

$$\frac{B_t}{Y_t} - \frac{B_{t-1}}{Y_{t-1}} = \frac{G_t - T_t}{Y_t} + (r_t - g_t) \frac{B_{t-1}}{Y_{t-1}}$$

仮に、ドーマー条件が満たされず金利が成長率を上回り ($r_t > g_t$)、かつ基礎的財政収支が赤字 ($G_t - T_t > 0$) の場合、政府債務残高・GDP比の変化幅はプラスとなり、政府債務は発散する。逆に、金利が成長率を下回り ($r_t < g_t$)、ドーマー条件が満たされる場合、基礎的財政収支が多少の赤字でも政府債務残高・GDP比率の変化幅はマイナスとなり、政府債務は発散しない。

リーマン・ショック以前の資本投入量の増加率（同 0.3%）、国立社会保障・人口問題研究所の人口推計などを参考に試算した労働投入量の将来予測（同▲0.2%）、消費者物価が2%上昇する下でのGDPデフレーターの上昇率（同+1.4%）を基に2%程度と想定している。

3. 2040年の債務残高はGDPの2.4倍に

長期金利が切り上がる市場環境のもとで、現在の財政規律が弛緩した状態が続いた場合、長期的なわが国の財政の姿はどのようなようになるのか。

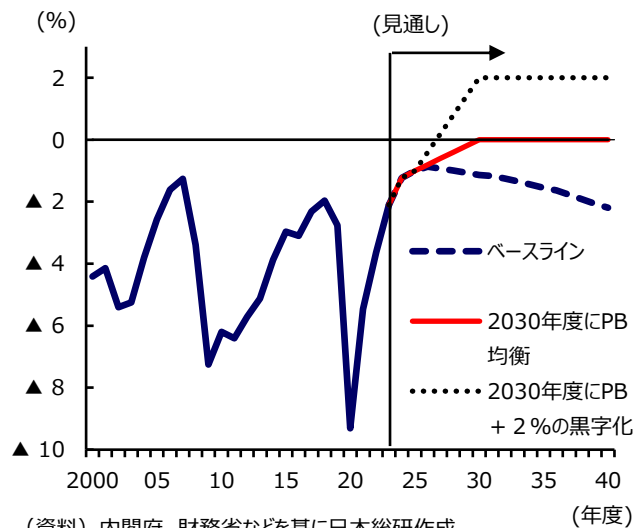
まず、債務の利払いと償還費を除いた国と地方の基礎的財政収支についてみると、足元では、新型コロナウイルス対策関連支出の終了や物価上昇による税収の上振れなどを背景に、赤字幅が大きく縮小している。国の一般会計予算と地方の財政計画を基に2024年度の基礎的財政収支を試算すると、対名目GDP比の赤字幅は▲1.2%と、2020年度の▲9.3%から大幅な改善が見込まれる。

もっとも、今後もこうした基礎的財政収支の改善が進むとは見込みがたい。2025年度の一般会計当初予算の歳出額は115兆円と、前年度の補正

後予算（127兆円）に比べて減少したものの、足元では物価高などに対応するための経済対策の策定が確実視されており、補正予算が組まれば、少なくとも前年度なみの歳出額になると予想される。2026年度以降の財政状況を展望しても、諸経費や人件費の増加が見込まれるほか、2030年代には一段の高齢化で社会保障費の拡大が本格化することから、歳出の対GDP比は2040年に向けて緩やかに上昇する見通しである³。一方、歳入面では、物価・賃金の上昇や経済活動の拡大に伴う税収増が見込まれるものの、財政再建に向けた増税措置が取られない場合、税収は歳出ほどには増加しない⁴。この結果、基礎的財政収支の赤字幅は、GDP比で2020年代後半の▲1%前後から2040年には▲2.2%に拡大すると予想される（図表4のベースライン）。

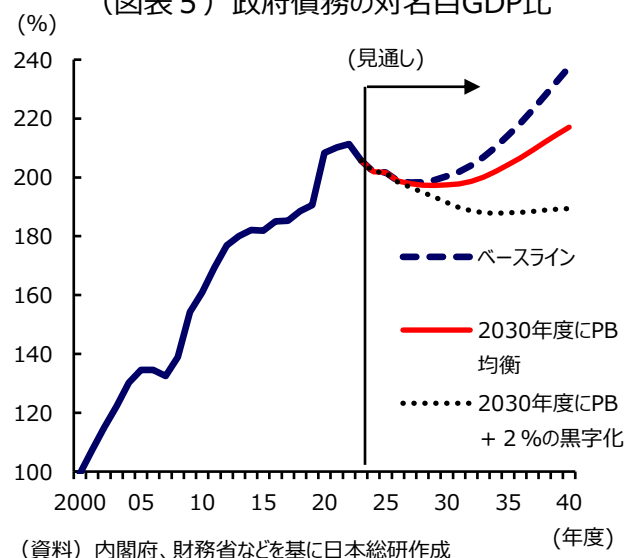
一般政府の債務残高対GDP比は、基礎的財政収支の赤字が続いたとしても、分母となる名目GDPが増加することで、2020年代後半は低下する見込みである。もっとも、長期金利が上昇すれば、国債の借り換えが進むにつれて利払い費が増加し、債務残高のGDP比は再び上昇

（図表4）基礎的財政収支の対名目GDP比



（資料）内閣府、財務省などを基に日本総研作成

（図表5）政府債務の対名目GDP比



（資料）内閣府、財務省などを基に日本総研作成

³ 社会保障費以外の歳出は、物価上昇率に基づいて増加すると仮定。社会保障費は将来の年齢階級別人口の予測値などを基に推計。

⁴ 税収は、名目GDP成長率と同程度のペースで増加する（税収の対名目GDP比率が一定）と仮定。

に転じると予想される。2030年代の10年国債金利が3%前後で推移した場合、債務残高対GDP比は2040年に237%まで上昇する見込みである（図表5のベースライン）。債務残高対GDP比が拡大する一因として、前述のとおり、基礎的財政収支が赤字となるなかで、「ドーマー条件」が満たされなくなる状況を想定していることが挙げられる。金利上昇の影響が本格化し、債務比率が加速的に上昇する2030年代に入る前に財政再建に向けた道筋を付けるべきである。

それでは、政府債務の対GDP比を安定させるには、どの程度の収支改善が必要なのか。ドーマー条件が満たされない場合、基礎的財政収支を均衡させるだけでは、政府債務の発散を回避することができない。実際、2030年代に基礎的財政収支を均衡させた場合の政府債務の推移を試算すると、政府債務対GDP比は2040年に217%と現在よりも上昇する結果になる（図表5）。政府債務対GDP比を安定させるためには、GDP比+2%の基礎的財政収支の黒字化を実現する必要がある。

4. 中期で財政を管理するルールの必要性

このように、長期金利が本格的に上昇すれば、債務比率を安定させるためには基礎的財政収支の黒字化が必要となり、財政再建に向けたハードルは一段と高くなる。その反面、短期的に収支を大幅に改善させるような財政の緊縮は、経済に及ぼす悪影響が大きく、政治的合意を得ることが難しい。このため、金利が上昇するもとで財政再建を実現するには、中期的な視野で財政運営を行う必要がある。単年度に偏重した予算編成の下では、後年度へ歳出削減や歳入強化を先延ばしするインセンティブが生じ、財政規律が弛緩しやすいため、財政再建の実現は困難となりやすい⁵。

政府は財政健全化目標を設定し、将来の財政見通しも公表している。もっとも、目標の達成に向けて財政運営を中期的に管理する仕組みは存在せず、財政ルールは十分に機能していない。財政健全化目標には法的拘束力がなく、達成できなかったとしても議会への説明責任はない。また、内閣府が年2回公表する「中長期の経済財政に関する試算」が示す先行き10年間の財政の姿は、あくまで「試算」に過ぎず、財政目標の達成に向けて毎年度の予算を

(図表6) OECD 諸国の財政ルール遵守を促すメカニズム (2018年)

	無し	自動的な是正メカニズム	自動的に制裁措置を実施	対策実施を義務付け	是正措置を立法府に提出	不遵守理由を説明する文章を立法府に提出
オーストラリア	○					
オーストリア			○			
ベルギー				○		○
カナダ	○					
チリ	○					
チェコ		○		○	○	○
デンマーク		○	○			
エストニア					○	○
フィンランド		○			○	○
フランス		○			○	○
ドイツ				○	○	
ギリシャ				○	○	
ハンガリー					○	
アイスランド	○					
アイルランド		○			○	○
イスラエル				○		
イタリア				○		○
日本	○					
韓国	○					
ラトビア		○			○	○
ルクセンブルク					○	
メキシコ						○
オランダ					○	
ニュージーランド					○	○
ルウェー	○					
ポーランド		○	○		○	
ポルトガル					○	
スロバキア		○	○	○		○
スロベニア		○		○	○	○
スペイン		○	○	○	○	
スウェーデン					○	○
スイス		○	○		○	
トルコ	○					
英国						○
合計	8	11	6	9	18	14

(資料) OECD [2019] を基に日本総研作成

(注) 米国のデータは入手できず。

⁵ 田中[2011]は、わが国で財政再建が成功しなかった要因の一つとして、予算の単年度偏重を指摘している。

拘束するものではない。財政ルールとしては、予算の要求額に上限（シーリング）が設けられているものの、一般会計の当初予算のみを対象としており、補正予算による歳出の膨張を防ぐことができていない。そのため、財政健全化目標はたびたび先送りされており、形骸化している。

世界中の国々を見渡すと、多くの国が財政規律の維持や財政の持続可能性を高めるため、中期的な財政運営の枠組みや拘束力のある財政ルールの下で政策運営を行っている。World Bank [2013]によると、2008年時点で世界の3分の2以上（132カ国）が中期で財政運営を行う何らかの枠組みを有しており、そのうちの半数近く（61カ国）が部門やプログラムレベルで複数年度の支出計画を策定している。また、OECD [2019]によると、調査対象である加盟35カ国のうち24カ国が財政目標の設定や中期の財政計画に基づく予算管理を法的に義務付けており、26カ国が財政ルールの順守を促すためのメカニズムを有している（図表6）。

主要先進国では、2000年代後半から2010年代にかけて、中期的な財政運営の枠組みを強化する取り組みが行われてきた。例えばフランスは、2008年に憲法を改正し、複数年の財政計画などを定める「財政計画法」の策定を義務付けたほか、2013年には財政目標の達成状況を監視する「財政高等評議会」を創設した⁶。イギリスは、2011年に「予算責任及び会計検査法」を制定し、財政目標と目標達成に向けた中期の財政計画を定める「予算責任憲章」の策定を政府に義務付けるとともに、財政目標の達成度合いや政府債務の持続可能性などを分析・評価する「予算責任庁（OBR）」を設立した⁷。

5. 財政再建に向けた中期の財政計画の策定を

財政赤字の拡大を防ぎ、財政の持続可能性を高めることは世界中の国々で課題となっており、財政規律を維持するための手段として、中期的な財政運営の枠組みや拘束力のある財政ルールの設定は、世界的なスタンダードとなっている。わが国でも、財政再建に向けた道筋を付けるため、諸外国の事例を参考に、中期で財政を運営する仕組みやルールを整備する必要がある。具体的には、①拘束力のある中期財政計画の策定と、②政府の財政運営を監視する機能の強化、を検討すべきである。

① 拘束力のある中期財政計画の策定

財政再建を実現するには、財政目標（基礎的財政収支の黒字化、債務比率の安定）を設定するだけでなく、目標の達成に向けた財政の足取りを示す中期の財政計画が不可欠である。政府がこれまでに策定した財政計画としては、「経済・財政再生計画（骨太方針2015）」、「新経済・財政再生計画（骨太の方針2018）」、「経済・財政新生計画（骨太の方針2024）」などがある。これらの財政計画では、「2020年度の基礎的財政収支の黒字化」、「2025年度の基礎的財政収支の黒字化」といった財政目標が設定されたものの、歳出については、「これまでの取り組みを基調として・・・増加を前提とせず歳出改革に取り組む」、「経済・物価動向などを踏まえつつ、これまでの歳出改革の取り組みを継続する」などといった記述にとどまり、計画期間内の各年度の歳出額を制限するような拘束力のある目標は設定されなかった。そのため、歳出の膨張を防ぐことができず、財政健全化目標は先送りされてきた。

歳出の膨張を防ぎ、財政再建に向けた歩みを着実に進めるには、毎年の歳出総額に上限を設定するなど、より踏み込んだ内容の財政計画を策定する必要がある。複数年度の歳出に上限を設ける財

⁶ フランスの予算制度の詳細は服部 [2015] を参照。

⁷ イギリスの「2011年予算責任及び会計検査法」の詳細は岡久 [2015] を参照。



政計画は諸外国で広く採用されており、Moretti et al [2023] によると、2023年時点でOECD加盟38カ国のうち26カ国が歳出総額や、組織別・プログラム別などの支出に上限を定めている(図表7)。

歳出上限を設定する際は、経済対策のための補正予算を例外とせず、財政計画の中で管理すべきである。歳出上限を設定している諸外国では、あらかじめ財政計画にマクロ経済の大幅な下振れに対応するための予算マージンや予備費を組み込むことで、財政運営の柔軟性を担保している。例えばイギリスでは、「真に予見できなかった不測の事態」に備えるための予備費を設定し、使用条件や使用用途などを定めている。過度な財政赤字の拡大を防ぐためには、事前にマクロ経済の下振れに対応するためのルールを定めておき、財政計画に組み込んだ予算マージンや予備費の範囲内で補正予算を適切に管理する必要がある⁸。

財政再建に対する政府のコミットメントを高めるには、財政計画の策定に関する法制度を整備し、計画を修正する際のルールや説明責任を明確にすることも重要である⁹。これまでに政府が策定した財政健全化目標や財政再建計画は、特定の法律に基づいたものではなく、政府内の慣習やルールの中で策定されてきた¹⁰。このため、目標や計画を修正、撤回する際に国会への説明責任はないことから、これまでは政府の判断だけで財政再建が先送りされてきた。財政目標や財政計画を形骸化させないためには、目標や計画の策定を法律で義務付けた上で、その修正に国会の承認を必要とするなど、政府に説明責任を課すことが望ましい。

② 財政運営を監視する機能の強化

拘束力のある財政計画の策定は財政再建に不可欠であるものの、それだけでは財政再建を実現できない。政府に財政計画や財政目標の遵守を促すには、財政状況を客観的に評価し、必要であれば財政運営の是正を提言する機能が必要である。諸外国は、こうした機能を担う公的機関として「独立財政機関 (IFI)」を設置している(図表8)。フランスの「財政高等評議会」やイギリスの「予算責任庁」などがこれに該当する。OECDのデータベースによると、2021年時点で加盟38カ国の

(図表7) 歳出上限を設定する OECD 諸国 (2023年)

	期間	歳出上限の設定レベル			
		歳出総額	組織別	プログラム別	その他
オーストリア	4年間	○	○		
カナダ	5年間			○	
コロンビア	4年間				○
チエコ	3年間	○	○	○	
デンマーク	4年間				○
エストニア	4年間		○		○
フィンランド	4年間	○			
フランス	3年間	○	○	○	
ドイツ	4年間	○	○		○
ギリシャ	4年間		○		
ハンガリー	3年間		○		
アイスランド	5年間	○	○	○	
アイルランド	3年間	○	○	○	
イスラエル	4年間	○	○	○	
ラトビア	3年間	○		○	
オランダ	4年間	○	○		
ニュージーランド	4年間				○
ポーランド	3年間	○	○	○	
ポルトガル	4年間				
スロバキア	4年間	○	○		
スロベニア	4年間	○	○	○	○
スウェーデン	3年間	○			
スイス	4年間	○			
トルコ	3年間	○	○		
英国	5年間	○	○	△	
米国	10年間	○	○	○	

(資料) Moretti [2024] を基に日本総研作成

(注) ポルトガルは歳出上限の設定レベルの情報を入手できず。英国は、限定的な状況でのみプログラムレベルの歳出上限を設定。

⁸ 石川・蜂屋 [2024] は、補正予算の常態化・大型化から脱却するためのルールとして、「追加する経費は、義務的な経費と真に予見できなかった事態(突然の経済危機や大規模災害)に対処するための経費だけに抑制する」などを提案している。

⁹ Curristine et al [2024] は、中期的な財政運営の枠組みが機能する要素の一つとして、法的根拠の重要性を指摘している。

¹⁰ 財政健全化目標や財政再建計画が盛り込まれた「骨太方針」は閣議決定文書。

(図表 8) 主要先進国の独立財政機関 (2021 年)

	組織名	中長期のマクロ 経済予測の作 成	政府の財政予 測の評価・代替 予測の作成	財政ルール の遵守状況の 監視	政府債務の持 続可能性の分 析	政策にかかる財 政コストの分析	財政運営に関 する助言・提言
カナダ	議会予算局	○	○		○	○	
フランス	財政高等評議会			○			○
ドイツ	安定評議会			○			○
イタリア	議会予算局	○	○	○	○	○	
英国	予算責任庁	○	(注)	○	○	○	
米国	議会予算局	○	○		○	○	

(資料) 2021 OECD Independent Fiscal Institutions Database を基に日本総研作成

(注) 英国の予算責任庁は、政府公式の財政予測を作成。

うち 29 カ国が「独立財政機関」を設置している。わが国でも、こうした諸外国の事例を参考に財政運営を監視する機能を強化すべきである。

「独立財政機関」には政党や財政当局から独立した一定の中立性が求められるものの、必ずしも政府外に設置されているわけではない。米国やカナダは議会の下に設置する一方、イギリスの「予算責任庁」は行政政府に所属しているほか、フランスの「財政高等評議会」は会計監査員の管轄下に置かれている¹¹。「独立財政機関」を政府の下に設置すると、財政状況の評価が楽観的になり、提言が支出を許容する方向にバイアスがかかる懸念があるものの、関係府省庁と連携して財政状況の詳細な分析や政策にかかる財政コストの正確な試算などを財政計画の策定や予算編成に反映させやすいというメリットがある¹²。

わが国では、財政状況の評価する上での基盤となる中長期の経済・財政見通しの作成を内閣府、税収見通しなどを財務省、決算段階での債務状況の分析を会計検査院が行っている。ただし、どの組織も、①諸外国の「独立財政機関」が担う長期的な債務の持続可能性の分析、②財政ルールの遵守状況の監視、③財政運営に関する助言・提言といった業務は実施していない。財政運営を監視する機能を強化するため、内閣府、財務省、会計検査院が担当している業務を統合した上で、人員を大幅に増強し、「独立財政機関」が果たす役割を担わせるのも一案である。

以上

参考文献

- 石川智久、蜂屋勝弘 [2024]. 「財政健全化に向けた提言－「金利のある世界」に復帰で、長期計画の作成・履行待ったなし－」、日本総合研究所、ビューポイント、No. 2024-006、2024 年 5 月.
- 上田健介 [2024]. 「独立財政機関の役割は「中長期予測」と「財政計画のモニタリング」」、NIRA 総合研究開発機構、わたしの構想、No. 71、2024 年 4 月.
- 岡久慶 [2015]. 「イギリスにおける独立財政機関創設－イギリスの 2011 年予算責任及び会計検

¹¹ イギリスの「予算責任庁」やフランスの「財政高等評議会」の詳細は、宮本[2017]を参照。

¹² 上田[2024]は、独立財政機関をどこに設置するかは大きな課題であるとし、日本で独立財政機関を設置する場合、予算編成に情報を反映させるならば内閣に置くのがよい一方、国会の下に置くことで、政府の経済・財政予測をチェックし、超党派で情報を活用するという方法も十分にありえる、と指摘している。

査法一」、国立国会図書館調査及び立法考査局、外国の立法、No. 263、2015年3月。

- 田中秀明 [2011]. 『財政規律と予算制度改革—なぜ日本は財政再建に失敗しているか—』、日本評論社、2011年3月。
- 西岡慎一 [2022]. 「物価高で世界の政府債務は発散局面へ—わが国でもドーマー条件不成立、財政黒字化が必須—」、日本総合研究所、リサーチフォーカス、No. 2022-028、2022年8月。
- 服部有希 [2015]. 「フランスの財政ガバナンス—2012年の中期財政計画制度の改正を中心に—」、国立国会図書館調査及び立法考査局、外国の立法、No. 263、2015年3月。
- 藤本一輝 [2025]. 「公共サービス価格が上昇トレンドへ転換—価格引き上げ姿勢を強める国・自治体、日銀の利上げを後押しする可能性も—」、日本総合研究所、リサーチアイ、No. 2025-053、2025年7月。
- 宮本善仁 [2017]. 「財政健全化に向けての独立財政機関の役割—OECD主要国等における会計検査院との比較を中心に—」、会計検査院、会計検査研究、No. 56、2017年9月。
- Curristine Teresa, Isabell Adenauer, Virginia Alonso Albarran, John Grinyer, Koon Hui Tee, Claude Wendling, and Delphine Moretti [2024]. "How to Develop and Implement a Medium-Term Fiscal Framework," IMF How to Notes, 2024/005, September 2024.
- IMF [2025]. *Fiscal Monitor: Fiscal Policy under Uncertainty*, International Monetary Fund Publications, Washington D.C.
- Moretti Delphine, Anne Keller, and Marco Majercak [2023]. "Medium-term and top-down budgeting in OECD countries," OECD Journal on Budgeting, vol.2023(3), December 2023.
- OECD [2019]. *Budgeting and Public Expenditures in OECD Countries 2019*, OECD Publications, Paris.
- World Bank [2013]. *Beyond the Annual Budget: Global Experience with Medium-Term Expenditure Frameworks*, World Bank Publications, Washington D.C.